平成 28 年 9 月 1 日

社会福祉法人県央福祉会行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1　計画期間　　平成 28 年 9 月 1 日 ～ 平成 30 年 8 月 31 日（2 年）

2　内　　容

【目標 1】
年次有給休暇の取得率向上とワーク・ライフ・バランスの実現のため、リフレッシュ休暇制度を導入し、職員の疲労回復、健康維持を図る。

○平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月
法人各事業所に於いて、リフレッシュ休暇の取得率を調査する。

○平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月
取得率が低い事業所における課題を分析する。

○平成 30 年 4 月～平成 30 年 8 月
リフレッシュ休暇を取得できる体制及び新制度を整備する。

【目標 2】
ノー残業デーを毎週実施し、あらゆる職種において所定労働外時間を月平均 15 時間以内とする。

○平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月
法人各事業所に於いて、職種別の所定外労働時間について、各月毎の状況を調査する。

○平成 29 年 4 月～平成 29 年 8 月
所定外労働時間が月平均 15 時間を超えている職種について、所定外労働時間削減の為の課題を分析し、取組み方法を検討する。

○平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月
　全職員に対してポスター等で所定外労働時間削減について周知する。

○平成 30 年 4 月～平成 30 年 8 月
　法人各事業所に於いて、あらゆる職種の所定外労働時間が 15 時間以内となっているか引き続き調査を行う。

【目標 3】
妊娠中や産休、育休復帰後等の職員のための相談窓口を設置。職場復帰後の勤務地や勤務内容等について検討する。

○平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月
　職場復帰後の勤務地や勤務内容等について、復帰予定の職員からの要望等を聞き取り、取り入れる制度を整備する。

○平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月
　職員に周知し、職場復帰 6 か月前までに、職場復帰後の勤務等に関して要望がある職員より申し出ができる体制を整備する。